

令和5年第3回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和5年3月27日(月)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後3時27分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	石附征夫	出	11	吉田信雄	出
2	梅澤功	出	12	坂本滋	出
3	新井徹	出		坂本廣久	出
4	中島広文	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		横田義教	出
6	金子達	出		伊藤隆夫	出
7	小和瀬守	出		轟和男	出
8	福島隆志	出		栗原功	出
9	戸屋政春	出		矢那瀬信一郎	出
10	中島英樹	出		清水克樹	出

議事参与者

職員

局長 根岸伸年
 次長 清水周二
 書記 青木智史
 書記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和5年第3回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しております、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和5年第3回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第14号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更について。 日程第3、議案第2号並びに議案第15号から議案第19号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第4、議案第20号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上です。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会會議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。 (委員から「なし」の声)
議長	それでは、新井徹委員と福島隆志委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第14号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第14号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。 それでは、議案第14号につきまして、ご説明申しあげます。
議長	申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者は、計画変更前の土地1筆を、令和4年3月3日付けで太陽光発電事業敷地として許可を受けておりますが、許可地と隣接する1筆を、譲渡人より譲り受けられることとなり、規模拡大のため、この後ご審議頂く議案第15号の申請地と併せて2筆の計画に変更するため、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。
石附委員	説明は以上でございます。 この件について、地元委員のご意見を伺います。
小和瀬委員	石附委員。 非常に大きな問題がいくつもありますので、お話をさせて頂きたいのですが、その前に、次の議案第15号については、関連がありますので、一括して審議を進めて頂いてもよろしいでしょうか。
議長	内容は、計画を変更することと、申請地を追加することで別だと思いますが、この場合は、計画地を追加することを先に決を取る必要があると思うのですが、どうですか。 事務局はどう考えますか。

事務局	<p>事務局としましては、議案第14号では、当初計画の内容を変更することについて、ご審議頂き、その後、議案第15号では、変更した計画にて、追加した農地の転用許可申請について、意見を決定頂ければと考えておりました。</p> <p>石附委員、小和瀬委員のご意見のとおり、密接した議案ではございますので、事務局からの説明及びご審議は一括でさせて頂き、意見決定については、別々に行って頂くかたちとして、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>このようなお話がありますので、一括して審議を進めてもよろしいでしょうか。</p> <p>(委員から、「異議なし」の声)</p>
議長 事務局	<p>それでは、日程第3の議案第15号についても、事務局から説明をお願いします。</p> <p>日程第3の議案第15号についてもご説明させていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>先ほどご説明いたしました、議案第14号のとおり、許可を受けた事業敷地と隣接する申請地を利用し、事業敷地を拡張するべく、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件について、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 石附委員	<p>14号及び15号議案について、地元委員のご意見をお願いします。</p> <p>昨日、現地確認してまいりましたが、この度の申請地が既に、木々が伐採されていました、事業者により行われた説明会では、資料に拡張予定の農地が表示されていました。これは、当初から分かっていたのに、申請がミスであったのかは分かりません。事業者に問いましたが、はつきりとした説明がありませんでした。</p> <p>申請地を含め、周辺の土地についても、全面的に竹篠や木々の伐採、伐根がされております。私に言わせれば、審議以前の状態で、違法状態でありますので、事業者に対し、農地法の理解をしていないのかと問いましたが、ここは山林のような状態で、農地の認識はなかつたし、伐採しなければ、事業を行うことはできないとのことでした。</p> <p>この一帯は、埋蔵文化財の包蔵地になっていまして、この作業の進め方について、町から指導を受けており、今現在も、作業は停止しています。</p> <p>2月19日に開催された説明会でも、多くの反対意見があり、その中でも水害についての意見が出ていました。</p> <p>申請地の南側部分は、山林化した農地でありましたが、傾斜地であることもあり、事業者により伐採が行われたため、保水能力がなくなり、土砂災害が起こるのではないかとの声が挙がっています。</p> <p>また、申請地までの町道が非常に狭いですから、作業車が強引に通行したために、非常に迷惑しているという声もありました。</p> <p>そうした声に対して、当日の回答はなく、行政と相談したうえで、4月中に再度、説明会を行うとの説明を受けました。</p>

	<p>併せて住民から、なぜ農業委員会が許可を出したのかと、私は責任を追及されました。</p> <p>こうした状況から、審議以前の問題であると思いますので、4月の説明会での状況進捗を見守り、継続審議として頂きたいと思います。</p> <p>併せて申し上げたいのは、当該地周辺は素晴らしい景観で、他所から様々な方が移住して住んで居られるところです。</p> <p>農業委員会には認可責任があるし、エコタウン課には監督責任があると私は言われていますし、少なくとも、こうした現状であるので、私は良いとは言えません。</p> <p>以上です。</p>
議長 事務局	<p>伐採や伐根について、事務局はどう認識しておりますか。</p> <p>事務局も現地の確認をしておりまして、以前から、申請地を含む周辺は山林化している農地であったと認識しております。</p> <p>この度の作業については、遊休化した農地を通常の農地の状態にしている状況でございますので、違反しているとは判断しておりません。</p>
議長	<p>整理しますと、伐根や伐採については、遊休農地の再生という点で問題はないと考えられます、その作業によって、二次的な被害が生じるのではないかというようなご意見かとお思います。</p>
石附委員	<p>追加でよろしいでしょうか。</p>
議長 石附委員	<p>石附委員。</p> <p>たくさんありますので、申し上げそびれましたが、苦情申し立ての中に、申請地周辺の農地で、無断で掘り起こされ、使えなくなってしまったという申し立てがありました。</p> <p>事業者に問いましたが、関与していないとの回答がありまして、農業委員として見逃すことはできないと思います。</p>
坂本推進委員	<p>坂本推進委員。</p> <p>石附委員の説明の関係で、説明したいと思います。</p> <p>私も説明会に参加してまいりました。事業者としては、周辺地に6ヵ所ほど計画を立てておりまして、合計で6,000m²くらいの規模になります。</p> <p>計画地は、ほとんどが竹林で、伐採や伐根後、整地し、太陽光パネルを設置することです。説明会では、パネルの反射や騒音の関係の説明もありましたが、雨水の対策については、記載がございませんでした。</p> <p>こうした状況で、申請地は斜面になっており、斜面下には民家もありますので、住民としても不安に思われているとのことです。</p>
議長 新井委員	<p>新井委員。</p> <p>2点ほど伺いたいと思いました、事務局の説明で分からなかったのが、申請ミスによって、追加の変更を行うのか、当初から計画が分かっていたのかということです。</p> <p>2点目としては、委員さんからご意見があったように、拡張地の審議を行う議案第15号を先に審議したうえで、その計画全体の変更についての議案第14号を審議頂いたほうがよろしいのかと思いました。</p>
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>地番を追加した経緯につきまして、当初は太陽光の設備認定も含め、当初計画地の1筆での計画でございました。</p> <p>許可後に作業を進めていく中で、事業地と隣接する農地の所有者から、売却についての相</p>

	<p>談を受け、事業規模の拡大も図れることから、設備の追加認定も受け、申請に至ったと伺っております。</p> <p>清水推進委員。</p> <p>太陽光の問題については、開発協議のネットがかけられないということで、農業委員会としても、審議の限界があるわけですね。</p> <p>農業委員会の使命としては、周辺農地への影響がないのか、やむを得ないものなのかを判断する場所がありますが、庁内では、太陽光に関する窓口がありますので、そちらと連携を取りながら進めて頂かないと、農業委員会としては、限界があると思います。</p> <p>意見として申し上げますが、指導については、担当課が要綱に沿い、指導していくというようなかたちをとらなければ、結論は出ないと考えます。</p>
議長 清水推進委員	<p>石附委員。</p> <p>我々が良いと言えば、そのあとは当課が指導するとエコタウン課で伺っています。</p> <p>少なくとも、説明会が行われていて、これからも予定されています。担当課とも協議しているとのことです。そのような状況で、農業委員会として許可は出せません。認可責任も問われていますから、言い換えると継続審議ということです。</p>
議長 柴崎推進委員	<p>柴崎推進委員。</p> <p>地元の委員さんも、重大な問題を抱えた場面に参加されていると思います。</p> <p>以前の今市の問題もありますが、関係機関が全て一同に審査をしないと、判断できないような問題あります。農業委員会は農業を守る委員会ですが、無謀な開発に協力するような委員会であってはならないと思います。</p> <p>末野の問題は、地元が納得するような状況となってから、許可を与えるような方法のほうが良いかと思います。</p> <p>私も、末野地域の地形を存じていますが、当該地区は狭いです。狭い道路で工事をやるのかというような場所でございます。</p> <p>伐採や伐根と言っても、もはや工事であると思いますし、許可があつて初めて、伐採や伐根するものです。</p> <p>文化財の問題もありますし、農業委員会だけでなく、町全体が協力して進めていく話であると思います。</p> <p>地主さんにも売却する権利はありますが、十分な検討をお願いします。</p>
議長 石附委員	<p>石附委員。</p> <p>市民からは、行政責任を問われているわけです。我々は農業委員会として判断し、エコタウン課は、太陽光の指導を行いますが、市民から見ればどこも一緒です。</p> <p>全体として問われているわけですから、判断を保留にしてもよいのではないですか。</p>
議長 新井委員	<p>新井委員。</p> <p>事務局としては、申請者から申請書の提出があり、整つていれば、拒否することはできないと思いますが、法律上でも受け付けなくてはならないと思います。</p> <p>農地法の3条でいえば、ここで審議をして許認可処分があるかと思いますが、4条や5条では、県が許可権者であります。</p> <p>我々は、申請について意見を付して進達することが使命でありますので、ここで何回も継続することは、農業委員会の立場が危ういと思います。</p> <p>農業委員として、農地を守るということは重要であると思いますが、組織や権限のことも</p>

	考慮しなければならないと思います。 石附委員 ここで白黒つけるということですか。これでは、何のために定員を決めて審議しているのですか。
議長 事務局 これまでも同様に、農業委員会の総意として意見を付し、県に進達しております。 会長が議案審議の最後に、不許可相当や許可相当の決を取って頂いたうえで、県に進達することをご説明し進めていると存じます。	事務局。 横田推進委員 農業委員会としては、許可を得ずに事業を進めているということで、不許可相当とすること、公害や水害についての問題は、担当課に引き続き対応頂くということで検討頂くのはどうでしょうか。
議長 石附委員 事前着工の違反状態という問題がありますし、測量もずさんで、法令順守の意識も低いと私は感じています。 私としては、違法状態であり、認められません。	時間もだいぶ経過してしまって、意見も出尽くしたと思いますので、採決を取りたいと思います。
議長 それでは、議案第 15 号の採決を行いたいと思います。 まず、議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成少数)	議案第 15 号は、不許可相当として知事に意見を送付します。
議長 関連がございます、議案第 14 号については、不承認とすることになるかと思われますが、よろしいでしょうか。 (委員から、「よし」の声)	議案第 14 号については、不承認として知事に意見を送付します。
議長 ここで、暫時休憩といたします。 (暫時休憩)	ここで、傍聴の申し入れがございましたので、寄居町農業委員会会議規則によりまして、入室を許可することといたしました。
議長 続きまして、日程第 5、議案第 2 号及び議案第 16 号から議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 議案第 2 号について、事務局の説明を求めます。	議案第 2 号について、事務局の説明を求めます。
事務局 申請内容については、議案書のとおりとなります。第 1 回、第 2 回総会にて、ご審議いただいている本議案ですが、現地及び周辺地域の状況の確認、また、事業者による第 3 回目の説明会等を踏まえることとして、継続審議としてまいりました。	申請内容については、議案書のとおりとなります。第 1 回、第 2 回総会にて、ご審議いただいている本議案ですが、現地及び周辺地域の状況の確認、また、事業者による第 3 回目の説明会等を踏まえることとして、継続審議としてまいりました。
事務局としましては、農業委員会として所管する農地法に基づく意見を決定頂くにあたり、計画に必要となる林地開発の許可、太陽光発電の設備認定を取得することを条件に付することが必要であると考えております。	事務局としましては、農業委員会として所管する農地法に基づく意見を決定頂くにあたり、計画に必要となる林地開発の許可、太陽光発電の設備認定を取得することを条件に付することが必要であると考えております。
本日は、条件を付け、許可相当とするのか、若しくは不許可相当と決定頂くにあたりましては、農地法に基づき、どの基準を満たすことができないとするのかもご審議頂きまして、	本日は、条件を付け、許可相当とするのか、若しくは不許可相当と決定頂くにあたりましては、農地法に基づき、どの基準を満たすことができないとするのかもご審議頂きまして、

	決定頂ければと存じます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いします。 梅澤委員。
梅澤委員	説明会についても、これまで同様の説明がされました。計画が実行されることで、水害が解消されるのではないかとの説明も受けましたが、根拠のない説明がありました。 説明会の内容と林業事務所に対する説明も食い違っておりますが、調整池を作りますが、ポンプを設置するということを住民に説明しておりますが、林業事務所としては、浸透式の調整池であるため、不思議に思っているとのことです。 過去に何度も水害が起きており、鷹巣地区の県道 69 号沿いの水路の改修がされていれば、反対はしません。
議長	農家と土地を守るためにも、議案には反対したいと思いますので、ご審議をお願いします。 他にございますか。
轟推進委員	轟推進委員。 先月、委員の皆さんに現地視察をして頂きましたが、水が集まりやすい低い地域であります、稲穂まで水に浸かったこともあります。
議長	周辺地では、排水の工事も試みておりましたが、改善は見受けられないと区長も申しておりますので、私も反対したいと思います。
柴崎推進委員	柴崎推進委員。 現地を見させていただきまして、地元の皆さんのご意見も伺った次第ですが、地域から、町に請願書が出ているということですが、その内容や実行する予定があるのか、それを踏まえて審議を頂きたいと思います。
議長	事務局。
事務局	町に対して、排水対策として請願が提出されており、議会で採択されております。 対策については、建設課で検討しているところですが、県道横断の箇所もありまして、課題となっているところで、担当課の方で、調整をかけている状況であると伺っております。
議長	他にご意見はございますか。
	(委員の中から「なし」の声)
議長	それでは、採決いたします。
	議案第 2 号について、原案に条件を付け決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	(賛成多数)
議長	賛成多数ですので、議案第 2 号については、原案に条件を付け、許可相当として、知事に意見を送付いたします。
議長	事務局。
事務局	条件としては、事務局からご説明させて頂きましたとおり、林地開発の許可及び、太陽光の発電計画の認定を得るということ、また、寄居町の太陽光のガイドラインを遵守することが挙げられるが、そのような条件を付すことによろしいでしょうか。
	(委員から、「よし」の声)
梅澤委員	そのガイドラインの中に、県道の工事なども含まれるのでしょうか。
事務局	そのことについて、農業委員会の意見に付すのは難しいと思いますが、ガイドラインとしては、排水対策についての取り決めもありますので、ガイドラインに基づき、申請者に対し

	て遵守を求めるかたちとなると考えております。
梅澤委員 事務局	請願については、建設課と県土整備事務所は動いてくれるのでしょうか。 伺っている話でございますが、請願採択後に県土整備事務所に確認し、要望を行っていることですが、県の方が、動いていない状況であると伺っております。
梅澤委員 議長	分かりました。 よろしいでしょうか。
事務局	次に議案第16号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。 申請内容については、議案書のとおりとなります。
	申請者は、町内で主に不動産業を行っておりますが、申請地周辺にて、デイパーク式の駐車場を求める問い合わせが多く、需要が見込めると考え、申請に至ったとのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。
	また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
	この件について、地元委員のご意見を伺います。
議長	福島委員。
福島委員	24日の午後、現地確認をしました。桜沢駅のすぐ北になりますが、綺麗に整地されており、住宅も密集しているところであります。地権者に話を伺いましたが、契約等についても、計画者に任せているとのことです。
	周辺についても、駐車できる場所がないかと思いますので、周辺住民からの需要を見込んだとのことであります、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。
	新井委員。
新井委員	いわゆる又貸しのように、借地を貸駐車場として利用することは農地法上の問題はないのでしょうか。
事務局	賃借権の設定ということで申請がされておりますが、農地法上の問題はないものと考えております。
議長	よろしいでしょうか。それでは、採決いたします。
	議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	次に議案第17号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。 申請内容については、議案書のとおりとなります。
	申請者は、他市のアパートに夫婦で居住しておりますが、生活も落ち着き、夫婦の職場の中間地点でもある申請地で住宅を建築したいと思い申請に至ったとのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件

	につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 新井委員。
新井委員	3月25日に現地確認をさせて頂きました。場所については、中小前田の工業団地の拡張部部分として秩父鉄道の北側にありまして、そこに近い土地であります、場所的にも何ら問題ないものと思います。
議長	ほかにご意見はございますか。 福島委員。
福島委員	24日に現地を確認してまいりました。この土地についても、住宅としても利用されることに問題ないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり、許可相当として県に意見を送付いたします。
議長	次に議案第18号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者は、亡くなった申請者の父が昭和51年頃に創業した畜産業を引き継ぎ、申請地を含んだ事業地で事業を行っておりますが、この度、事業規模拡大を図るべく、畜舎の新設を検討していたところ、父が昭和62年頃に畜舎の増築や事務所の新設を行った際に、許可を受けていない、この度の申請地を利用していたことが分かり、違反是正のため、追認申請に至ったとのことです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。
議長	説明は以上でございます。
	この件について、地元の委員のご意見をお願いします。
戸屋委員	戸屋委員。 3月25日に申請者の自宅に行きましたが、不在でしたので、現地で申請者に話を伺いました。新しい豚舎を作りたいけれども、様々な問題が起きていて、整理している状況だということでした。
	今後は豚舎を新設するということで、周囲も申請者の土地であります、内容としても、養豚事業で、問題ないものと思いましたので、ご審議をお願いします。
議長	他にご意見はございませんか。
	梅澤委員。
梅澤委員	双方の申請者が、(譲渡人名)さんとされているのは、どういうことなのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	土地所有者は会社の代表である個人であります、事業計画者は会社としての申請であるということで申請されております。

	議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
	議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議長	全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 19 号について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第 19 号についてご説明申し上げます。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者は、申請地近くのアパートに夫婦で居住しておりますが、手狭に感じる機会も増え、住み慣れた場所で住宅を建築したいと思い申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
	議長	この件について、地元委員のご意見をお願いします。 吉田委員。
	吉田委員	3 月 26 日に午前中に、栗原推進委員と現地確認を行い、譲受人と面談行うため、伺いましたが、不在でございました。 場所については、私の感想ですが、男衾駅から西へ徒歩約 5 分ほどの場所になります。 周りは住宅に囲まれており、畑にはお茶が栽培されており、綺麗に管理されておりました。 周辺農地の影響も見受けられず、問題ないものと思われますので、ご審議をお願いいたします。
	議長	他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
	議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議長	全員賛成ですので、議案第 19 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 20 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。 それでは、議案第 20 号について、事務局の説明を求めます。
	事務局	議案書の 3 ページをご覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。 それでは、議案第 20 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は 2 件、2 筆、3,576 m ² で全て畑です。 今回の計画では全て新たに利用権設定を行うものとなります。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしているものと考

	えます。
議長	説明は以上です。
	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。
	(委員の中から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 20 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。
	以上で全ての議案審議が終了しました。
	委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。
	梅澤委員。
梅澤委員	先ほど、審議された議案第 19 号の利用権設定の土地で、赤浜の角の畠になりますが、パイプハウスが建っているのですが、確認頂いてよろしいでしょうか。
	大きくもなく、違法ではないと思いますが、よろしくお願ひいたします。
議長	事務局。
事務局	現場の確認させて頂き、届出等の対応なども含め、耕作者にも状況の確認をさせて頂きます。
議長	他にございますか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	事務局から何かありますか。
事務局長	事務局から 1 点、ご連絡いたします。
	次回の総会ですが、4 月 25 日、木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。
	繰り返し申し上げます。
	4 月 25 日、木曜日、午後 1 時 30 分からでお願いいたします。
	以上、よろしくお願ひいたします。
議長	それでは他に無いようですので、令和 5 年第 3 回総会を閉会いたします。
	ご協力ありがとうございました。
事務局長	(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

新井 徹 委員 福島 隆志 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年3月27日

議長

室岡重雄

委員

新井徹

委員

福島隆志